

施策 21 農林業の振興

評価責任者名	農林部長 長澤 秀則
評価シート作成者名	農林部次長 藤澤 忠範

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
農業者, 林業者	安定した生産所得が得られる, 新たな農業の担い手の確保が図られる, 生産性の向上が図られる

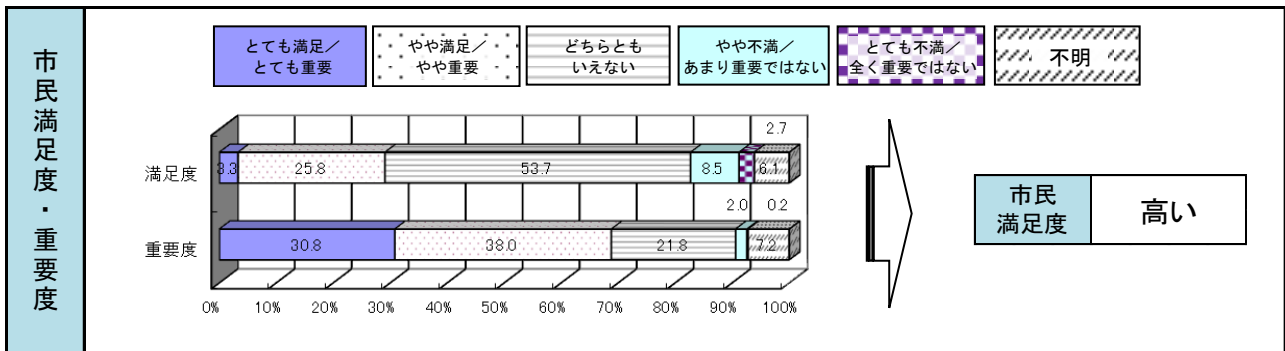
【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移															
農業総生産額 *1	↗	百万円	<table border="1"> <caption>農業総生産額 (百万円)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>8,230</td></tr> <tr><td>H27</td><td>8,637</td></tr> </table>	年度	実績値	当初値	8,230	H27	8,637									
年度	実績値																	
当初値	8,230																	
H27	8,637																	
林業総生産額 *2	↗	百万円	<table border="1"> <caption>林業総生産額 (百万円)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>411</td></tr> <tr><td>H27</td><td>883</td></tr> </table>	年度	実績値	当初値	411	H27	883									
年度	実績値																	
当初値	411																	
H27	883																	
新規就農者数	↗	人	<table border="1"> <caption>新規就農者数 (人)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>71</td><td>-</td></tr> <tr><td>H27</td><td>93</td><td>-</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-</td><td>121</td></tr> <tr><td>H36</td><td>-</td><td>171</td></tr> </table>	年度	実績値	目標値	当初値	71	-	H27	93	-	H31	-	121	H36	-	171
年度	実績値	目標値																
当初値	71	-																
H27	93	-																
H31	-	121																
H36	-	171																
農用地の利用集積面積	↗	ha	<table border="1"> <caption>農用地の利用集積面積 (ha)</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>2,476</td><td>-</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2,981</td><td>-</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-</td><td>4,230</td></tr> <tr><td>H36</td><td>-</td><td>4,581</td></tr> </table>	年度	実績値	目標値	当初値	2,476	-	H27	2,981	-	H31	-	4,230	H36	-	4,581
年度	実績値	目標値																
当初値	2,476	-																
H27	2,981	-																
H31	-	4,230																
H36	-	4,581																

*1, 2 岩手県の統計数値を採用しているが, 「岩手県の市町村民所得推計」に代わり, 「岩手県市町村民経済計算」の推計が開始され, 県外各市町村との比較が容易にできるよう「純生産額」から「総生産額」に統計数値を改めたことから, 指標名を見直すもの。目標値については, 改めて設定のうえ, 事業の進捗を図ることとする。

純生産額: 総生産額から, 建物や機械・設備が生産の過程において減耗する価格分(=固定資本減耗)を除いた評価額。

総生産額: 生産活動によって新たに生み出された価値(=付加価値)の評価額。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
経営力・生産意欲の向上と後継者の育成	20	50	10	20	50	10	20	やや小さい
生産基盤の整備	20	50	10	20	50	10		

【取組内容と成果】

【取組内容】

- ・担い手への農地の利用集積促進や、農業経営の効率化と安定化に努めたほか、「農業支援マネージャー」の配置などにより担い手の育成・確保に努めた。
- ・安全・安心な食料への消費者ニーズの高まりに応え、米やりんごの減農薬・減化学肥料による栽培を促進するほか、「盛岡市農業まつり」などを通じ、地域農畜産物の販売促進に努めた。
- ・農業用水路などの農業施設の整備や、農村地域の生活環境の保全に向けた地域一体となった取組を推進した。また、国の中山間地域等直接支払事業を活用し、耕作放棄の防止と農地の多面的機能の維持・確保に努めた。
- ・地域特産物として短角牛、アロニア、行者にんにくなどの生産及び消費拡大の進めたほか、産直活動や都市・農山村交流を活発化するとともに、農山村地域の活性化に努めた。また、ユートランド姫神、都南つどいの森、外山森林公園、やぶかわ体験農園などにおいて、農林業体験イベントを開催するなど、グリーンツーリズムを推進した。
- ・盛岡市食育推進計画に基づき、農業分野において食料と農業についての知識を啓発した。
- ・食料自給率の向上に向けて、農業委員会等と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を行った。
- ・6次産業化事業の一環として、地場農畜産物の高付加価値化と販路の開拓に努めた。
- ・経営所得安定対策を活用した飼料用米や加工用米など新規需要米の生産拡大を図るとともに、農地の有効活用にも努めた。
- ・健全な森林の育成を促進するとともに、「市産材流通推進アクションプラン」に基づき、市産材の安定供給と地域林業の活性化に取り組んだ。

【成果】

- ・農業総生産額は平成25年度と比較し104.9%、林業総生産額は平成25年度と比較し214.8%であった。
- ・市民の農畜産物の利用機会が増大した。
- ・市民等に森林・林業の重要性や森林環境保全に対する意識の向上が図られた。
- ・農道の整備率、用排水路の改修率・更新率が上昇した。
- ・森林整備計画に適合した適正な伐採が行われた。
- ・山林の境界が明確になったことにより、山林所有者の財産管理に対する意識が高まった。

【成果を押し上げた要因】

- ・消費者を対象とした物販や催事を開催したことにより、市民の農畜産物の利用機会の増大につながった。
- ・多くの市民や林業関係者が参加する市民育樹祭及び緑の募金活動において、森林・林業の重要性を周知した。
- ・地権者等の協力が得られたことから、農道の整備や用排水路の改修等が進んだ。
- ・伐採業者等から理解と協力が得られたことから、森林整備計画に適合した伐採が進めることができた。
- ・山林所有者による境界立会いがスムーズに行われ、筆界未定地が発生しなかったことから、山林の境界の明確化が進んだ。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

- 県内最大の消費地である地域特性を生かした都市型農林業の展開と、持続可能な農林業による食料自給体制の強化や資源循環型社会の実現に向けて、次の課題がある。
- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地増加など、地域における「人と農地の問題」への対応
 - ・農業基盤施設の整備促進及び長寿命化等の適正な維持管理
 - ・経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度等の活用
 - ・減農薬、減化学肥料による特別栽培など環境保全型農業の推進
 - ・農商工連携や6次産業化、ブランド化による農畜産物の高付加価値と販路拡大、産直施設の経営強化への支援
 - ・有機物資源活用施設の有効利用の推進
 - ・鹿など新たな有害鳥獣被害への対策の強化
 - ・市産材利用拡大による地域林業の活性化と健全な森育成
 - ・松くい虫被害地域の拡大阻止
 - ・原子力発電所の事故に伴う放射能物質拡散への対策

【各主体に期待する役割】

○ 市

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要がある。

○ 国・県・他自治体

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要があるが、その中でも国策に頼る部分が大いなので、国の役割には期待する。

○ 市民・NPO

都市と農山村との交流のためには、NPOや市民の参画が必要である。また、農林産物の消費の面では、消費者の理解が必要とされ、市民が地域農業を支えていく必要がある。

○ 企業・その他

生産性・収益性の高い農林業経営のため、農業者、農業協同組合、土地改良区等の農業者組織や林業者・森林組合等が経営努力をしながら、それぞれの役割を果たしていく必要がある。また、農林産物の流通においては、企業の理解が必要である。

(余白)

施策 22 商業・サービス業の振興

評価責任者名	商工観光部長 志賀 達哉
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
商業, サービス業者	活発な商業活動が展開されている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
卸・小売の年間販売額	↗	億円	
サービス業の事業所数	↗	事業所	

市民満足度・重要度	<table border="1"> <tr> <td>とても満足 / とても重要</td> <td>やや満足 / やや重要</td> <td>どちらとも いえない</td> <td>やや不満 / あまり重要ではない</td> <td>とても不満 / 全く重要ではない</td> <td>不明</td> </tr> </table>	とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらとも いえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明
	とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらとも いえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明	

市民満足度	7.0
重要度	4.0
市民満足度 やや低い	

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
魅力ある商店街の形成支援	50	0	0	50	40	20	39.5	やや大きい
ロジスティクス機能の充実	45	5	0	50	30	13.5		
多様なサービス業の振興	20	0	0	80	30	6		

【取組内容と成果】

「第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画」が平成25年11月に国の認定を受け、「賑わいあふれる中心市街地」と「訪れたい中心市街地」を目標に掲げ、計画事業の着実な実施に努めている。平成27年度は、市内の商店街等で共通して使用できる地域カード(MORIO-Jカード)を活用して、盛岡地域振興商品券発行事業を実施するとともに、材木町石組活用事業を実施したほか、平成25年度から回遊性を向上させるために「もりおかまちなか(フリー)検定事業」や、商店街の魅力向上のために「もりおかまちなかゼミナール(もりゼミ)開催事業」等を市商店街連合会や盛岡まちづくり株式会社等の商工団体と連携して取り組んだ。また、平成22年度に制定した「盛岡市商店街等の活性化に関する条例」の周知等を図った。これらの取組により、サービス業の従事者が増加したものの、郊外への大規模店舗の出店に伴う中心市街地への求心力の低下などにより、市全体の卸・小売の年間販売額は減少傾向にある。なお、サービス業の事業所数は、比較的堅調に数値が拡大している。

【成果を押し上げた要因】

平成26年度経済センサスの結果が本年公表され、東北の県庁所在都市全てがサービス業の事業所数を伸ばしており、全体的傾向と考えられる。具体的には、市民のライフスタイルの多様化や、少子高齢化社会の進展による消費ニーズの変化に伴い、医療福祉関連事業所や学習支援等の事業所が増加していることが成果を押し上げた要因と考えている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

卸・小売の年間販売額が目標値とギャップがあるのは、消費者ニーズの多様化により拡大している通信販売やインターネット販売による県外の事業者に対する購買が多いことが主要因と考えており、卸の機能が他県へ移動したことや、デフレの影響・人口減少もその背景にあると考えている。

【これからの課題】

郊外型大型店の出店や中心市街地における小売年間販売額の減少等を背景として策定した第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業を着実に実施し、にぎわいの創出や回遊性の向上を図る必要がある。特に盛岡バスセンター再整備事業は、官民連携により強力で推進する。

また、岩手医大附属病院の移転に伴う影響が顕著であると想定されることから、関係機関と一体となった当該跡地活用を検討する。

さらには、少子高齢化社会において、持続可能な商業・サービス業の発展を促進するためのビジョンを策定するほか、商店街活性化条例の趣旨による商店街の活動環境の整備や効率的な物流サービス機能の向上を図る必要がある。

なお、買物の利便性が低下している地域においては、地域や事業者と連携した対応を検討する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

第2期計画の推進を担うとともに、市民、商店街団体、事業者及び経済関係団体と連携し、かつ、協働して、商店街や業界に対する指導や助成制度等を通じた商業・サービス業の振興の役割を担う。

○ 国・県・他自治体

法律等を通じて、商業・サービス業の振興の方向性を示すとともに、必要な補助制度等を通じた支援策を提供する役割がある。また、事例紹介や情報提供などのほか、自治体等の相談を受ける役割もある。

○ 市民・NPO

市民は、商店街の活性化に関する条例の規定に基づき、商店街の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割を理解し、商店街の活性化に関する事業に協力するよう努める。

○ 企業・その他

商店街団体は、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、消費者の利便性の向上を図るため、商店街の環境整備に努める役割がある。また、事業者は、商店街団体への積極的な加入に努めるほか、商店街団体等が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担も含めて積極的に参画するよう努める必要がある。また、経済関係団体は、事業者及び商店街団体に情報の提供、指導その他の支援を行うとともに、市等と連携し、振興施策の実施に努める役割がある。

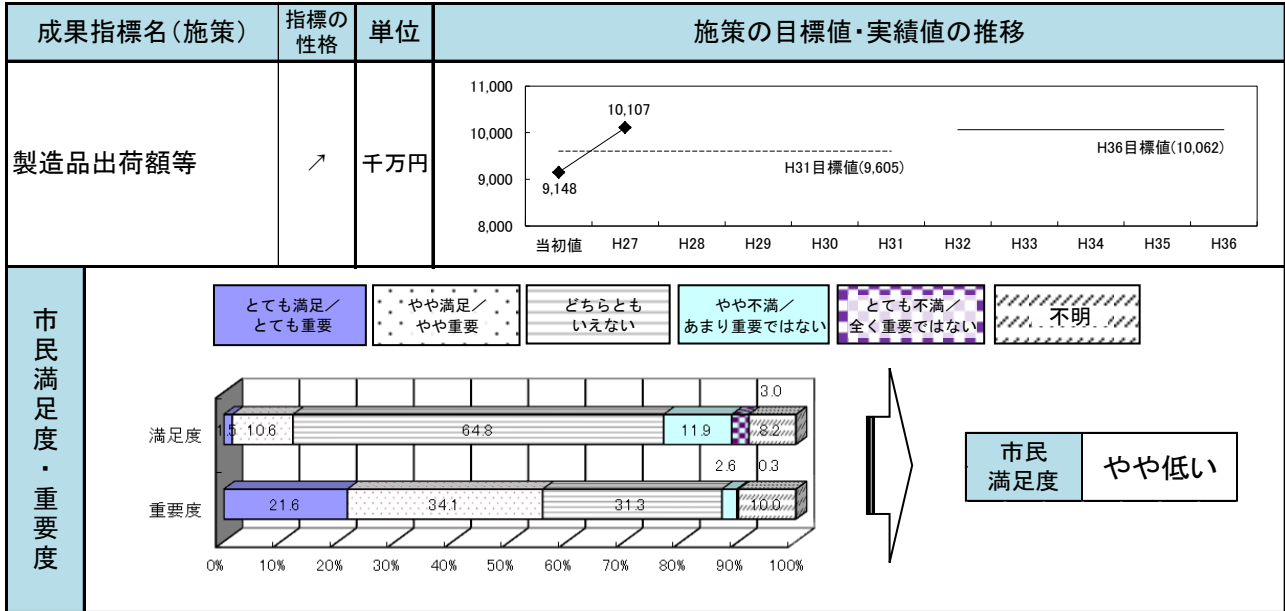
施策 23 工業の振興

評価責任者名	商工観光部長 志賀 達哉
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
製造業者	活発な事業活動が展開されている, 事業創出しやすい環境が確保されている

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
地場企業の経営力の強化	50	0	0	50	30	15	41.25	やや大きい
産学官金連携と新事業育成の支援	30	30	0	40	25	7.5		
企業集積と生産基盤の拡充促進	50	0	0	50	20	10		
創業・起業の支援	35	30	0	35	25	8.75		

【取組内容と成果】

岩手大学構内に開設した産学官連携研究センター(通称コラボMIU)などを拠点に、入居企業の研究開発支援や、大学・公設試験研究機関との共同研究を行う企業への助成のほか、盛岡市・岩手大学連携推進協議会を開催するなどし、産学官連携の強化や新事業の創出を図った。また、盛岡テクノパークへの入居企業開拓のため、平成25年度に不動産評価の見直しを行い、市及び県のHP掲載、製造業を主に訪問し宣伝・紹介を行ったが、入居には至らなかった。指定管理体制を導入している産業支援センター、産学官連携研究センター及び新事業創出支援センターにおいて、指定管理者と連携して入居者の支援を行うとともに、起業家塾の開催等(矢巾町、滝沢市、紫波町共同事業)に努めるほか、盛岡広域8市町と関係機関とともに創業支援計画が国から認定され、細かな起業家支援を行った。また、国のセーフティネット保証に対応して、県信用保証協会保証付の市融資制度利用者に対して信用保証料の全額を引続き負担し、セーフティネット保証認定件数が27年度8件(H26:12件, H25:65件)となったほか、東日本大震災緊急保証認定においては、平成27年度140件(H26:181件, H25:162件)の認定を行い、市が行う保証料負担及び関連事務の措置により雇用及び産業牽引の担い手である中小企業の経営安定化支援に寄与したものと考えている。

【成果を押し上げた要因】

平成25年以降、日銀の金融緩和策やアベノミクスによる政策により国内経済は回復基調で推移していることや、これまでの取組のより成果が出始めてきているものと考ええる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

製造品出荷額等は、景気動向に左右されるものであるが、現状の数値は東北の県庁所在都市では青森市と最下位グループにある。成果の拡大を図るためには、既存企業の事業拡大及び新たな企業の誘致が必要不可欠であることから、盛岡市工業振興ビジョンに掲げるアクションプランをPDCAサイクルに基づき着実に推進することが求められる。中小企業の経営基盤安定化が重要であることから、「県保証協会保証付の市及び県の一部の融資制度利用者に対し信用保証料の一部又は全部を市で負担する」支援を継続するとともに、生産の効率化や販路開拓等に向けた支援が必要である。また、短い期間で成果向上を図るためには、新たな企業の誘致も必要であり、盛岡テクノパークの空き区画等への入居を積極的に推進する必要があるとともに、産業支援施設である産業支援センター、産学官連携研究センター、新事業創出支援センターを活用した起業家支援及び製品・技術開発支援など、各ステージでの支援を継続し、岩手大学を主とする大学等との産学官連携を一層強化することで、他都市との差別化を図ることが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

関係機関と連携して、企業の経営基盤の安定・強化を支援する役割のほか、積極的な企業誘致とその受け皿を整備するとともに、工業振興の方向性を示し、具体的な施策を推進する役割がある。また、整備した産業支援施設等の管理を通じて、産学官連携を強化し、創業や企業成長を応援する必要がある。

○ 国・県・他自治体

法令及び条例等を通じて、工業振興の方向性を示すとともに、必要な補助制度等を通じた支援策を提供する役割がある。また、事例紹介や情報提供などのほか、自治体等の相談を受ける役割のほか、広域的な視点から企業が活動しやすい環境を整えていくことが期待されている。

○ 市民・NPO

○ 企業・その他

地域産業の主役として、自らの成長が地域産業の活性化に繋がることを認識するとともに、自らの経営資源を最大限に活かし、技術力・マーケティング力の更なる向上、異業種・異分野交流、新製品開発、新事業展開、経営基盤の強化、経営革新等に積極的に取り組み、成長に向けた自助努力を続けていくことが期待されている。

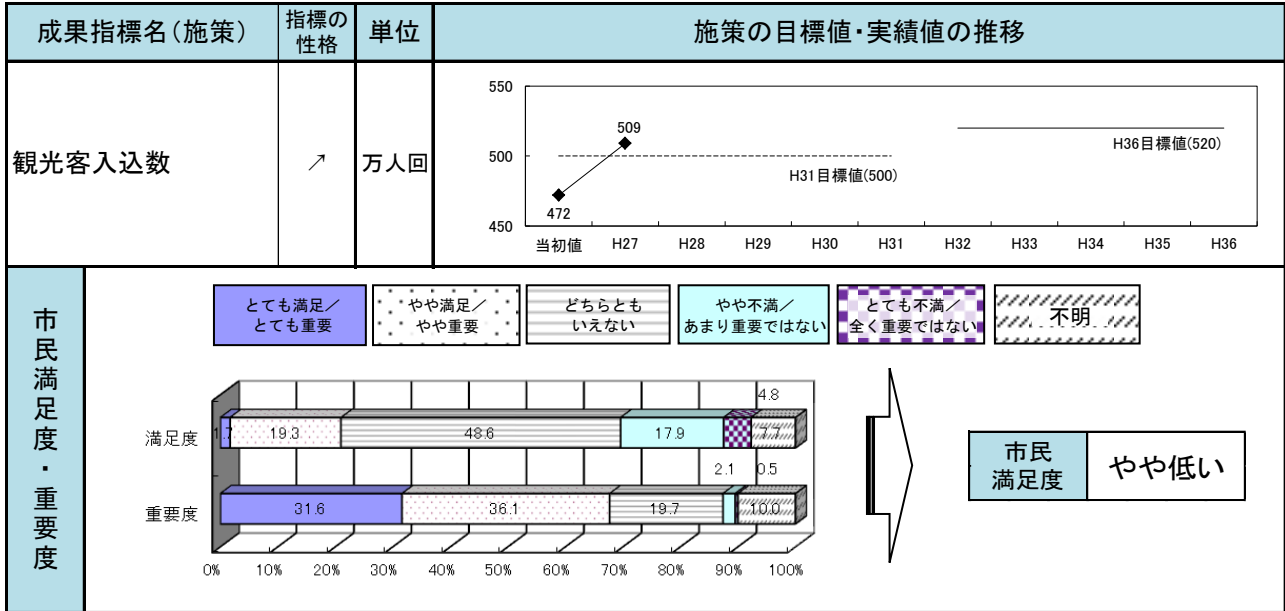
施策 24 観光の振興

評価責任者名	商工観光部長 志賀 達哉
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
国内外の人, 市民	多くの人に盛岡を訪れてもらう

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
観光情報の発進と観光客誘致の 推進	50	25	25	0	40	20	50	やや大きい
観光地域づくりと滞在型観光の推 進	50	25	25	0	30	15		
国際観光の推進	50	25	25	0	30	15		

【取組内容と成果】

平成27年度は、策定した観光推進計画に基づき、「多くの人を訪れ、盛岡ファンが世界に広がる観光交流都市」の実現に向け、地域資源を活用した観光地づくりを推進するとともに、誘客宣伝や「盛岡さんさ踊り」「チャグチャグ馬コ」「盛岡秋まつり・山車」など祭り・イベントの充実、広域連携による滞在型観光の促進、沿岸被災地と内陸を周遊する旅行プランのコーディネート等を行うほか、県や平泉町との観光連携の取組、盛岡特産品ブランド認証商品の情報発信、特産品の販路拡大に向けた取組を推進した。

このほか、観光客入込数が低迷する秋冬期に集中して全県単位の誘客活動に取り組むとともに、秋田市で開催された東北六魂祭や、東北六市連携によるミラノ万博やアメリカ西海岸など国内外のイベントで盛岡さんさ踊りを披露し、岩手・盛岡の魅力を発信した。また、平成28年3月北海道新幹線開業に向け、函館グルメサーカスに出展し、盛岡の観光と食をPRした。

これらの取組のほか、国体プレ大会の開催等により、平成27年の観光客入込数は、昨年を上回る509万人回となった。

【成果を押し上げた要因】

平成27年は、緩やかな経済回復が継続し、東北新幹線全線開通の効果浸透や各種イベント・祭りの実施などによる日帰り観光客の増加を背景に、4月と11月を除き各月で前年比増を記録し、入込が順調に推移した。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

平成27年度を初年度とする観光推進計画に位置付けられた事業の着実な推進が求められており、特に重点化施策である「まちなか観光の推進」、「MICE誘致の推進」、「外国人観光客の受入環境の整備」は、他の施策への波及効果が見込まれることから、積極的に対応する必要がある。

また、外国人観光客を誘致するため、ターゲットを絞った継続的なプロモーションが必須であるほか、まちの魅力向上と盛岡ファンを増加するため、盛岡さんさ踊りなど祭り・イベントや観光資源の更なるブラッシュアップに取り組む必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・情報発信・広報宣伝活動
- ・北東北広域観光推進のための組織づくり、県境を越えた関係自治体とのネットワークづくり
- ・観光関係団体のコーディネーター機能
- ・市民グループやNPO団体、ボランティア団体などとの連携・協働
- ・観光推進計画の管理、計画のフォローアップ

○ 国・県・他自治体

- ・情報発信・広報宣伝活動
- ・北東北広域観光推進のための組織づくり、県境を越えた関係自治体とのネットワークづくり
- ・観光関係団体のコーディネーター機能
- ・市民グループやNPO団体、ボランティア団体などとの連携・協働
- ・観光推進計画の管理、計画のフォローアップ

○ 市民・NPO

- ・ボランティア・NPO活動
- ・「おもてなし」の向上
- ・郷土の理解と意識の向上

○ 企業・その他

- ・広報宣伝・誘客活動の共同展開、旅行商品などの共同開発
- ・各種コンベンションやイベントの企画運営への参画
- ・産業間の連携協力、行政と民間のコーディネート
- ・地域のキーマンとなる人材の発掘育成
- ・観光推進のための連携・組織づくり

施策 25 雇用の創出

評価責任者名	商工観光部長 志賀 達哉
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

【施策の目的(目指す姿)】

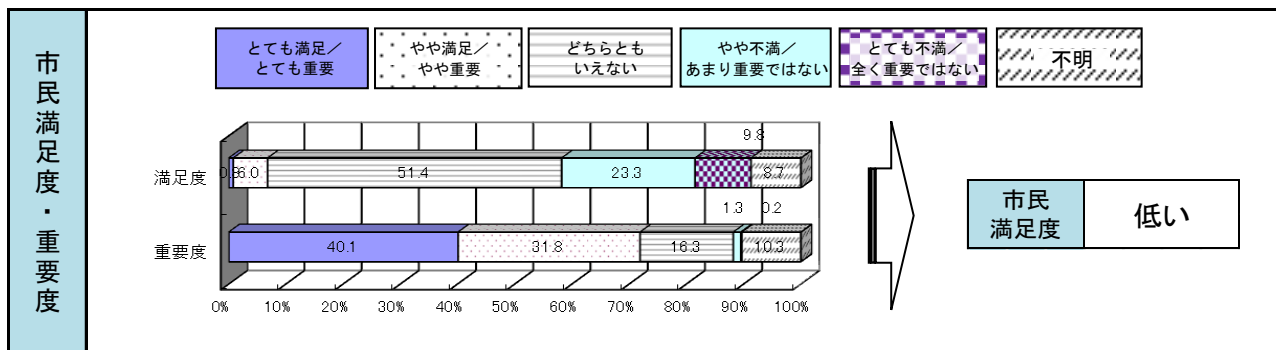
対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
起業を希望する者, 職を求めている者, 働いている者	働く場が十分に確保されている, 労働環境が向上している

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
盛岡公共職業安定所管内の有効求人倍率	↑	倍	<p>当初値 0.94, H27 1.13, H31目標値(1.00), H36目標値(1.00)</p>
盛岡公共職業安定所管内の就職率*	↑	%	<p>当初値 37.4, H27 37.6, H31目標値(40.0), H36目標値(42.5)</p>

* 就職率

就職率 = 就職件数 ÷ 新規求職申込件数



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間指数(B)	市の役割分担比重(A×B÷100)	合計(%)	市の役割発揮度
	市(A)	国・県・他自治体	市民・NPO	企業・その他				
企業の誘致	50	25	0	25	40	20	36	やや大きい
雇用対策の推進	20	20	10	50	40	8		
勤労者福祉の充実	40	20	0	40	20	8		

【取組内容と成果】

企業の誘致に関しては、県と連携した企業誘致を推進するとともに、「在京盛岡広域産業人会」を通じた首都圏企業の情報収集ほか、「立地セミナー」の開催に取り組み、2社の立地協定を締結し、うち1社の企業が操業開始した。また、雇用対策については、国や県と連携して就職面接会の実施や就職を希望する高校3年生に対する研修等の実施、企業に対する雇用拡大要請等を実施し、雇用情勢は、地域経済が回復基調であることから、有効求人倍率はほぼ毎月1.0倍超で推移しているものの、新規求職申込件数における就職件数の割合は平成27年度で37.6%となっている。

【成果を押し上げた要因】

県内の経済状況が回復の傾向にあることや、東日本大震災の復興需要などから雇用情勢においても回復の傾向が見られることが要因と考えられる。また、岩手労働局やハローワーク、県、商工会議所などと連携し雇用の場の創出や職場への定着支援に努めたことが要因と思われる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

企業の誘致については、引き続き問い合わせがあることから、対象企業との地道な交渉を続け誘致に結びつけるとともに、IT関連企業や食料品製造業など成長が見込まれる業界を中心に企業訪問を続けていく必要がある。また、産業等用地の残地が少なくなっていることから、新たな産業等用地の確保が必要となっている。

雇用対策の推進については、有効求人倍率が1.0倍超で推移している状況から、雇用のミスマッチ等への対応が課題となる。また、勤労者福祉の充実については、勤労者が活用しやすい融資制度の設計のほか、各種勤労者福祉団体と連携して勤労者が働きやすい職場環境の整備に努める。

【各主体に期待する役割】

○ 市

県等の機関や盛岡広域地域産業活性化協議会を通じて、「組み込みソフトとIT・システム関連産業、食料品製造業」のほか製造業や医療関連産業の集積を図るほか、「在京盛岡広域産業人会」等により情報収集発信機能が求められている。

雇用の場創出のため、もりおか就職面接会の開催や雇用ミスマッチの解消、若者の職場定着、地元企業の人材確保等に対する対策が求められている。また、経営基盤の脆弱な中小企業に勤務する労働者の福利厚生に係る支援や働きやすい環境づくりや、高齢者が活躍できる就業環境の整備が求められている。

○ 国・県・他自治体

県は、首都圏等の企業誘致活動を市との連携により積極的に展開し、勤労者福祉施策等の普及啓発のほか、企業等への要請が求められている。また、国は、中小企業の魅力を発信し、若者の採用・育成に積極的に取り組み、男女雇用機会均等法や女性の就業実現、高齢者及び障がい者雇用対策の普及啓発・促進への対応が求められている。

○ 市民・NPO

○ 企業・その他

中小企業は、雇用の維持・確保のほか、若年者を中心とした新卒者採用、非正規労働者の正規登用などに努め、従業員が気持ちよく働ける環境をつくるため、福利厚生事業への自主的な取組を進めていくことが求められている。岩手大学は、指定管理者として産学官連携研究センターへの入居や事業展開の支援促進が求められている。

施策 26 都市基盤施設の維持・強化

評価責任者名 建設部長 古山 裕康

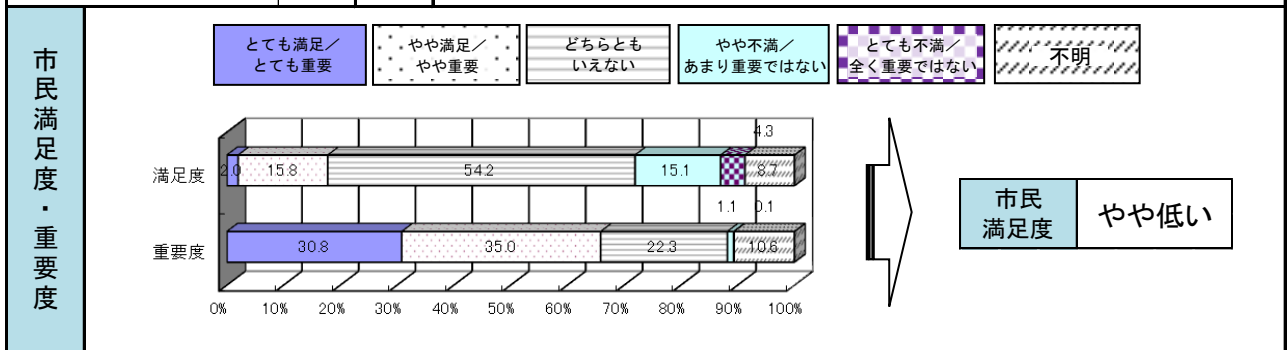
評価シート作成者名 建設部次長 南幅 純一

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市街地, その他の市域, 市民・民間事業者, 区画道路, 上下水道施設, 利用者	快適な生活環境が確保されている, 活発な産業活動を支える都市基盤が整備されている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
まちづくり評価アンケート調査「公園や街路樹などの街の中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合	↗	%	
水道管路の耐震化率	↗	%	
汚水処理人口普及率(処理区域内人口/行政区域内人口)	↗	%	
面的整備による生活環境整備率(整備済路線延長/整備計画路線延長)	↗	%	



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
良好な住宅地の誘導	100	0	0	0	10	10	68	大きい
安全・快適な道路環境の向上	70	20	10	0	15	10.5		
都市公園の整備と利用促進	80	0	10	10	10	8		
都市緑化の推進	50	0	30	20	10	5		
安定給水の確保	80	10	5	5	15	12		
汚水処理の充実	60	30	5	5	15	9		
雨水浸水対策の推進	60	30	5	5	10	6		
既成市街地の再整備	50	10	20	20	15	7.5		

【取組内容と成果】

- ・良好な住宅地の誘導については、建築確認申請に対する完了検査率が0.7ポイント(H25=88.6%→H27=89.3%)増加した。また、木造住宅耐震診断を実施計画戸数20戸に対し13戸実施した。
- ・安全・快適な道路環境向上については、市民要望を踏まえて、未舗装道路の舗装を行い市道の改良率を上げ、除雪指定路線を延長し市道の除雪率を向上させた。また、道路や橋梁の整備や補修を優先順位を踏まえ計画的に実施した。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、中央公園や高松公園などの大規模な公園や、南地区公園や木伏緑地等の身近な公園を整備すると共に、ハンギングバスケット設置などの花と緑のガーデン都市づくり事業を進め、また緑花まつりや、地域緑化支援花苗配布事業等を実施したことにより、公園の利用者が増え、地域の緑化と市民の緑化に対する意識の高揚を図ることができた。
- ・安定給水の確保については、第三次盛岡市水道事業基本計画及び下水道中長期経営計画に基づき施設の整備・更新・耐震化を実施した。
- ・汚水処理の充実については、汚水処理人口普及率が0.2ポイント(H25=95.0%→H27=95.2%)増加した。
- ・雨水浸水対策の推進については、下水道雨水施設整備率が0.7ポイント(H25=60.2%→H27=60.9%)増加した。
- ・既成市街地の環境整備については、既成市街地における公共施設等の整備改善を図るため土地区画整理事業や生活環境整備事業を実施するとともに、中心市街地における良好な市街地環境の創出や土地利用の適正化を図るため再開発事業を推進し、人がにぎわうまちづくりを進めた。
土地区画整理事業による宅地造成が進み、住宅や店舗等が建設され、また、再開発事業により施設建築物が整備されたことにより、市街地において、定住人口が増加するとともに再整備が進んだ。土地と建物の再整備により環境の向上が図られた。

【成果を押し上げた要因】

- ・良好な住宅地の誘導については、建築関係団体と協力し「違反建築防止週間」の市内一斉パトロール等を通じて、啓蒙・啓発活動を行うことで完了検査申請の向上が図られた。また、完了検査申請書未提出建物の調査・報告を実施した。
- ・安全・快適な道路環境向上については、未舗装道路の舗装や除雪指定路線の延長、道路や橋りょうの整備や補修を確実に実施することにより成果を上げた。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、大規模な公園の整備を進めたことや、公園活性化交流広場の開催によりイベントの開催を促したことで、緑花まつりやハンギングバスケットフェア等のイベントにより緑化に対する意識啓発を行ったことによる。
- ・安定給水の確保については、計画に基づき、施設整備を行ったことによる。
- ・汚水処理の充実については、計画的に未整備地区における汚水管整備を実施したことによる。
- ・雨水浸水対策の推進については、計画的に未整備地区における雨水管整備を実施したことによる。
- ・既成市街地の環境整備については、土地区画整理事業の進展や優良な建築物の整備により、良好な生活環境や企業の事業環境の整備が進んだことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

- ・良好な住宅地の誘導において木造住宅耐震診断が計画に達しないのは、事業を創設して10年経過し既に耐震診断実施済みの住宅所有者がいる一方、新しく建替えるまでは手をかけたくない、東日本大震災でも倒壊しなかった等の理由があるものと推測する。
- ・安定給水の確保については、入札不調により、計画した工事をすべて実施できなかったため、想定より成果が上がらなかった。
- ・既成市街地の環境整備については、国庫補助金や交付金といった国費が十分確保できていない(国庫の財源不足)ことや人員の不足等による。

【これからの課題】

- ・良好な住宅地の誘導については、熊本地震の影響により耐震診断に対する意識が高まっていると推測されることから、戸別訪問を継続実施し耐震診断の必要性について啓発を図る。
- ・安全・快適な道路環境向上や既成市街地の環境整備については、国からの交付金の予算が十分確保できていないことから、国へ安定的な財源確保の要望を継続して実施する。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、公園整備の促進や、市民がより緑化に取り組みやすくするために市としての支援が必要である。また、公園や街路樹の維持管理について市民からの要望が多く、市として実施しなければならない部分は確実に実行しなければならない。
- ・安定給水の確保については、計画した工事を実施できるよう、不調になりにくい発注方法について検討する必要がある。
- ・汚水処理の充実については、未整備地区は郊外が多く投資効果が低いことから、効率的な管路整備を実施する必要がある。また、整備済み地区においても下水道への接続促進を図る必要がある。
- ・雨水浸水対策の推進については、雨水幹線の整備による浸水対策には時間を要することから、短期的に対応できる対策を検討し対応する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・良好な住宅地の誘導については、市民の木造住宅耐震化に取り組む意識を高める必要性から、市が中心的役割を担うこととしている。また、完了検査事務は建築基準法に規定する法定事務である。
- ・安全・快適な道路環境向上については、幹線道路や生活道路の整備及び道路・橋りょう等の補修を計画的に行う必要がある。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、多くの市民に公園を利用してもらうため、公園の整備の促進や維持管理に努め、また、市民の緑化活動等を支援する。街路樹や市が行うべき公園の維持管理を確実にを行う。
- ・安定給水の確保については、将来にわたり安全で強靱な施設を維持し、健全な事業運営を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、衛生的な水環境を確保するために、収入の確保から施設建設・維持管理に至るまで、公営企業として主体的に経営を行う。
- ・雨水浸水対策の推進については、浸水被害の解消や都市機能の確保のために、財源の確保から施設建設・維持管理に至るまで、公営企業として主体的に経営を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、良好な市街地環境の創出や土地利用の適正化を図るため、市民との調整を図りながら土地区画整理事業、生活環境整備事業、再開発事業等を実施する。

○ 国・県・他自治体

- ・安全・快適な道路環境向上については、国県道において歩道や安全施設等の整備、補修を行う。
- ・安定給水の確保については、適切な指導・監督を行うとともに、施設整備に係る国庫補助金の確保及び適切な交付、非常時における応援体制について連携の強化、広域連携をはじめとする水道事業体の基盤強化に関する積極的な支援を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、北上川上流流域下水道関連施設について、県土整備部及び県下水道公社と連携して維持管理を行う。
- ・雨水浸水対策の推進については、下水道事業実施計画の審査を行い、交付金の交付を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、補助金や交付金事務、許認可事務等を行うとともに、市への指導、関係団体との調整を行う。

○ 市民・NPO

- ・安全・快適な道路環境向上については、狭い私道及び市道の拡幅解消のため、地域住民が用地提供等の協力を行う。また、地域住民から道路の穴ぼこ等損傷箇所の情報を提供して頂くほか、地域の除排雪については市で貸出する小型除雪機やダンプトラックを活用した協力を行う。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、身近な公園は、地域住民が自ら維持管理することを基本として、地域のコミュニティ活動の一環として取り組む必要がある。また、幹線道路の植樹帯や支援制度を利用した緑化箇所の維持管理についても、地域住民にとって身近な緑であることから自ら行う。
- ・安定給水の確保については、料金等の負担及び、給排水装置の維持管理を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、早期の接続の検討により、普及促進に寄与する。
- ・雨水浸水対策の推進については、自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、地区のあり方、関係事業への意見・要望を行うとともに用地協力や地区活性化の活動等を行う。

○ 企業・その他

- ・安全・快適な道路環境向上については、タクシー会社等の企業に道路の穴ぼこ等破損箇所の情報を通報してもらう取組など民間の力も活かしながら維持補修に対応する。また、地域貢献活動の一環として、企業等が道路の草刈、清掃活動を実施する。
- ・都市公園の整備と利用促進及び都市緑化の推進については、地域に根ざした社会貢献活動の一環として、身近な公園等の維持管理や再整備などに積極的に参画する。
- ・安定給水の確保については、施設の各種設備の技術革新とコスト削減、及び業務委託での技術力向上と人材育成を行うこと。
- ・汚水処理の充実については、早期の接続の検討により、普及促進に寄与する。
- ・雨水浸水対策の推進については、下水道法の改定により実施可能となった雨水貯留施設整備制度の活用等により自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行う。
- ・既成市街地の環境整備については、市の各種計画や住民の意向等を踏まえ、施設整備や宅地造成、地区活性化の活動等を行う。

施策 27 交通環境の構築

評価責任者名	建設部長 古山 裕康
評価シート作成者名	建設部次長 南幅 純一

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
各交通手段, 利用者, 幹線道路等	利用しやすい交通環境が確保される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
平日の主要幹線道路の混雑度	↓	割合	
交通の手段分担率の変化(自動車)	↓	%	
交通の手段分担率の変化(バス, 鉄道)	↑	%	
交通の手段分担率の変化(徒歩, 自転車など)	↑	%	
1日当たりのバス・鉄道利用者数	↑	人	

市民満足度・重要度

とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらともいえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明
---------------	-------------	-----------	------------------	------------------	----

満足度	8.3	25.4	36.1	20.4	5
重要度	33.8	38.9	15.2	1.5	0.3

市民満足度 やや低い

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
総合交通計画の推進	35	25	15	25	25	8.75	36.25	やや大きい
公共交通機関の利便性向上と利用促進	30	20	20	30	25	7.5		
自転車、歩行者のための交通環境の充実	30	20	25	25	25	7.5		
都市活動を支える幹線道路の整備	50	50	0	0	25	12.5		

【取組内容と成果】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進については、「まちなか・おでかけパス」や駅周辺の施設整備など公共交通等の利用促進施策を実施しており、バス利用者が増加傾向にありバス・鉄道利用者数の目標値を達成した。一方、平成20年度以降通勤時の指標である「自動車の交通手段分担率」は微減に留まっており、「バス、鉄道の交通手段分担率」も十分な増加とはなっておらず、特に鉄道は横ばいの状況である。

・自転車、歩行者のための交通環境の充実については、自転車走行空間の整備や自転車の利用促進施策を推進しており、平成22年度以降減少傾向にあった「自転車等の交通手段分担率」が、横ばい状態となってきた。

・都市活動を支える幹線道路の整備については、幹線道路の整備とあわせ公共交通等の利用促進施策により、平成20年度以降、主要幹線道路の混雑度が減少傾向にある。

【成果を押し上げた要因】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進については、「まちなか・おでかけパス」の利用者が増加しているなどバスを中心とした公共交通等の施策推進により、バス・鉄道利用者数が増加したと考えられる。

・都市活動を支える幹線道路の整備については、幹線道路の整備とあわせ、公共交通等の利用促進施策の推進が混雑度を下げている要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進においては、平成27年度における通勤時の交通手段分担率が、平成25年度に対し悪化している状況にある。調査方法が抽出アンケート方式でばらつきもあるため経年の傾向として見ていく必要があるが、「自動車の交通手段分担率」は微減に留まっており、「バス、鉄道の交通手段分担率」も大きな増加は見られない。

これは、「まちなか・おでかけパス」による高齢者のバス利用が増加している一方、通勤者に対する「マイカーから公共交通に転換」の取組が十分行き渡っていない可能性もあり、更なる検証が必要と考えられる。

また、鉄道の利用者数は横ばい状態であるが、これは駅周辺の施設整備には長期間を要し効果発現に時間がかかること、モビリティ・マネジメントなどの利用促進策が十分浸透していないことが要因と考えられる。

・自転車、歩行者のための交通環境の充実においては、「徒歩、自転車等の交通手段分担率」が横ばいで増加に至っていない。これは、自転車走行空間のネットワーク形成には長期間を要し、効果発現に時間がかかることによると考えられる。

【これからの課題】

・公共交通機関の利便性向上と利用促進については、これまでどおり「まちなか・おでかけパス」やバス待ち環境の改善などのバス利用促進策を継続するとともに、通勤時の交通手段分担率が十分な成果を上げていないことから、利用者の属性別、目的別などの利用状況を分析し、通勤者等ターゲットを絞った効果的な利用促進施策を検討する必要がある。

また、鉄道利用については、利用者数が増加に転じるよう駅周辺の施設整備や鉄道利用促進に係る支援などの施策を推進するとともに、効果的なモビリティ・マネジメントによる利用促進に取り組む。

・自転車、歩行者のための交通環境の充実については、快適な自転車の走行環境を整えるため、平成27年度に策定した『盛岡市自転車ネットワーク計画』を基に、自転車走行空間の整備を今後も進める。また、整備促進のため経済的、効果的な整備手法の検討を行う。

・都市活動を支える幹線道路の整備については、交通環境の安全性、快適性向上のため、計画的な整備を継続して進める。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車等への転換を図るための施策に引き続き取り組む。
- ・交通環境の快適性向上のため、幹線道路等の整備や自転車走行空間の整備に引き続き取り組む。

○ 国・県・他自治体

- ・幹線道路の整備を継続するとともに、公共交通や自転車等の利用促進に向けた施策を市と一体となって進める。

○ 市民・NPO

- ・自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。
- ・歩道への放置自転車防止のほか、交通ルールの遵守や自転車通行モラルの向上に努める。

○ 企業・その他

- ・自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。
- ・バス事業者・鉄道事業者などにおいては、公共交通機関としてのサービスを向上させる。

(余白)

施策 28 国際化の推進

評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 中村 俊行

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民, 市内外の外国人	諸外国の文化を理解し, 外国人が訪れている, ビジネスや観光, 留学においても双方向の交流が行われている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
まちづくり評価アンケート調査「この一年間に国際交流に参加したことがある」と答えた市民の割合	↑	%	<p>当初値 2.6, H27 4.7, H31 目標値(3.8), H36 目標値(5.0)</p>
市民満足度・重要度	<p> とても満足 / とても重要 やや満足 / やや重要 どちらとも いえない やや不満 / あまり重要ではない とても不満 / 全く重要ではない 不明 </p>		<p>市民満足度 やや低い</p>

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
国際交流の推進	30	10	50	10	50	15	20	やや小さい
国際都市づくりの推進	10	50	30	10	50	5		

【取組内容と成果】**【国際交流の推進】**

市民の国際理解を深めて国際感覚を養うとともに、市民主体の国際交流活動の支援を行うことにより、国籍や文化の違いを超えた相互理解に対する市民意識の醸成を図りながら、地域社会で共に暮らす外国人の支援体制の構築への取組として、姉妹都市30周年記念事業を実施した。

【国際都市づくりの推進】

関係機関と連携しながら国際リニアコライダーの建設実現を目指した活動として、市民向けの講演会を開催し、より多くの市民への周知につながった。

【成果を押し上げた要因】**【国際交流の推進】**

姉妹都市30周年記念事業の展開により、継続的な交流の必要性が確認された。

【国際都市づくりの推進】

もりおか老人大学との共催

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】**【これからの課題】****【国際交流の推進】**

国際交流の事業が固定化しており、国際交流協会の魅力が薄れていることから、魅力ある事業の展開と情報発信が必要

【国際都市づくりの推進】

幅広い世代が関心を持てるような周知、PRと県や関係市町との連携した周知活動

【各主体に期待する役割】**○ 市****【国際交流の推進】**

対外的な対応を中心に国際交流施策を推進しながら、市民・民間団体の国際交流活動を支援する。

【国際都市づくりの推進】

国際リニアコライダー建設実現に向け、国への働きかけなどの要望活動のほか、市民の機運醸成に向けた周知活動

○ 国・県・他自治体**【国際交流の推進】**

あらゆる分野でグローバル化が進展し、国際協力、多文化共生を取り巻く環境の変化に対応するため、情報共有を図り、連携しながら進める。

【国際都市づくりの推進】

国際リニアコライダーについて

- ・国:費用や人的な、国際協力を得られるよう、関係諸国との調整
- ・県:関連市町ともに、建設実現に向けた国への要望活動、県民の機運醸成に向けた周知活動

○ 市民・NPO**【国際交流の推進】**

国際交流事業実施のノウハウを蓄積している国際交流団体等の市との連携

【国際都市づくりの推進】

ILC推進協議会:建設実現に向け、国への働きかけなどの要望活動と県民の機運に向けた周知活動

○ 企業・その他**【国際交流の推進】**

社会貢献の一つのあり方として、国際交流推進への理解と役割を担うこと

【国際都市づくりの推進】

国際リニアコライダー建設に関連した技術研究・開発等

施策 29 都市間交流の促進

評価責任者名	市長公室長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	市長公室次長 古館 和好

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
連携市町村民, 市民	異なる地域との人々や文化, 産業の交流などにより, にぎわいのあるまちが形成されている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
都市間交流を促進するための協定等の締結数	↗	件	
にぎわいや産業振興につながる自治体連携の取組数	↗	件	
市民満足度・重要度			
	<p>市民満足度 やや低い</p>		

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
都市間交流の促進	50	10	20	20	50	25	50	やや大きい
地域間連携の推進	50	35	0	15	50	25		

【取組内容と成果】

【都市間交流の促進】

- ・「いわて・盛岡デー・イン・沖縄」や「ちゅらしま大沖縄展」の開催を通じ、両市の相互理解促進につながった。
- ・函館グルメサーカスへの出展を通じ、函館市民が本市の物産に興味を持つことにつながった。

【地域間連携の推進】

- ・平成・南部藩交流事業において、交流市町間の交流が行われた。
- ・連携市町と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結するとともに、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」を策定した。

【成果を押し上げた要因】

【都市間交流の促進】

- ・「いわて・盛岡デー・イン・沖縄」では、盛岡の物産販売を行い、また、「ちゅらしま大沖縄展」では、うるま市を中心とした沖縄の物産の販売を行ったことから、両市民が物産の購入などを通じて、お互いの文化に触れる機会となった。
- ・函館での盛岡の物産販売により函館市民が、盛岡を知る機会となった。

【地域間連携の推進】

- ・盛岡市長、青森県南部町長、山梨県身延町長が、一日国替えとして相互に訪問、交流を行った。
- ・盛岡広域首長懇談会における検討・協議を経て、本市が連携中枢都市宣言を行うとともに、圏域の市町と連携協約締結に向けた取組を進めた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【都市間交流の促進】

- ・交流の機会が不足していること。
- ・函館まで出向いて、物産の販売に参加できる業種、内容が限られること。

【地域間連携の推進】

- ・事業実施における財源の確保や事業実施の方向性が定まっていない事業があること。

【これからの課題】

【都市間交流の促進】

- ・さまざまな機会をとらえて、都市間の交流の機会を増やす。
- ・函館グルメサーカスへの継続参加のほか、学習旅行の誘致など、都市間交流の裾野を広げ、市民レベルでの交流を促進する。

【地域間連携の推進】

- ・連携の強化を図るため、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に掲げる事業を推進する必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【都市間交流の促進】

- ・都市間の友好都市協定などの締結は、盛岡市が中心的な役割を担うこととしている。

【地域間連携の推進】

- ・盛岡広域圏における経済成長のけん引や高次都市機能の強化、生活関連機能サービスの向上などに資する諸施策の展開について、盛岡市が中心的な役割を担うこととしている。

○ 国・県・他自治体

【都市間交流の促進】

- ・友好関係を築くためには、自治体間の協力が必要である。

【地域間連携の推進】

- ・盛岡広域首長懇談会における、広域圏の一体的な発展へ向けた諸施策の展開について、意識を共有しながら、事業の共同実施を進めてもらう必要がある。

○ 市民・NPO

【都市間交流の促進】

- 都市間の友好関係を築くためには、市民の理解と協力なくしては成り立たず、交流の主役である。

○ 企業・その他

【都市間交流の促進】

- ・都市間交流には、産業・観光分野の相互協力が必要である。

【地域間連携の推進】

- ・特に、経済成長のけん引に資する具体の連携事業を実施するに当たり、共同で取り組んでもらう必要がある。